

庄原市職員の懲戒処分等の公表について

公表日 令和2年11月30日

総務部総務課

1 処分年月日

- ・懲戒処分：令和2年11月30日
- ・分限処分：令和2年12月1日

2 被処分者の役職・性別・年齢

- ・課長級 男性 40歳代

3 処分内容

- ・懲戒処分として停職3月とする（期間は令和2年12月1日から令和3年2月28日まで）
- ・分限処分として主任に降任させる

4 処分理由

平成30年7月以降、同所属の女性職員に対し、複数回にわたり、公務出張中の公用車内における性的な内容の発言や、課及び係の飲酒を伴う親睦会における身体的接触などのセクシュアル・ハラスメント行為を行い、被害職員への精神的な苦痛と職場への悪影響を生じさせ、公務職場に対する信用を失墜させる事態を招いたこと、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った責任を問うもの。

なお、事案については、令和2年5月下旬に被害職員からのハラスメント相談窓口への相談により発覚。

5 管理監督責任

指導監督上の措置 主任 男性 60歳代 文書訓告

【懲戒処分等について（コメント）】

今回処分を行いました事案につきましては、所属職員に対するセクシュアル・ハラスメント行為により、被害職員への精神的な苦痛と職場への悪影響を生じさせ、公務職場に対する信用を失墜させる事態を招き、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った関係職員の責任を問う処分でございます。市政に対する市民の皆様の信頼を著しく失墜させたということを重く受け止め、心からお詫びを申し上げます。

改めて、公私を問わず、職員一人ひとりに法令遵守はもとより、常に全体の奉仕者としての自覚と緊張感をもって職務に専念するよう周知を図るとともに、ハラスメントの防止に係る必要な研修を速やかに行うなど、再発防止及び職員の服務規律の一層の確保について徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

庄原市長 木山耕三

(問い合わせ先)

庄原市総務部総務課職員係

電話(0824)73-1122 直通

担当：出口